

公 示 第 3 7 7 号
令 和 7 年 3 月 3 日

関西テレビ放送健康保険組合
理事長 岡 宏幸



任意継続被保険者に適用する
標準報酬月額について

健康保険法第37条の規定による被保険者（任意継続被保険者）に適用する令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における標準報酬月額について規約第42条2に基づき下記のとおり公示します。

記

標準報酬月額 410,000円

（令和6年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、標準報酬410,000円を超えないものとする）

毎月の保険料額は一般保険料と介護保険料を合わせた額となります。

一般保険料 $410,000 \text{ 円} \times \text{一般保険料率 } 66/1000 = 27,060 \text{ 円}$
または退職時の標準報酬月額 $\times$ 一般保険料率 $66/1000$ の
いずれか低い方となります。

介護保険料 $410,000 \text{ 円} \times \text{介護保険料率 } 17.0/1000 = 6,970 \text{ 円}$
または退職時の標準報酬月額 $\times$ 介護保険料率 $17.0/1000$ の
いずれか低い方となります。

以上